

## VI 学校給食の事故等の対応

日頃から危機管理を踏まえた衛生管理体制を構築しておく。食中毒等（疑いを含む）の際の、教育委員会との連絡責任者、マスコミ等対応責任者、学校医及び保健所等の対応者等を決めておくこと。

### 1 食中毒等（疑いを含む）の対応

#### (1) 学校の対応

##### ア 検食で異常を認めたととき

ヒスタミン食中毒では、食べた時に舌のしびれがあったり、食後30分程度で顔面紅潮、かゆみ、じんましん等の症状を発症したりする場合がある。市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）・保健所等と連絡をとり、ヒスタミン食中毒の疑いのある場合は給食を中止すること。その他、異味・異臭等の異常を感じた際も給食の中止を検討すること。

共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも速やかに連絡すること。

異常を感じた給食については、全て保管しておくこと。

##### イ 給食後に異常を認めたととき

食中毒の原因となる細菌等によっては、下校前に校内で発症するものもあること。

異常を訴える幼児児童生徒や教職員が多い場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとること。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに、学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡すること。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）、保健所等へ連絡し指示を受けること。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」によりFAX又は電子メールで速やかに行うこと。

(7) 給食の残り等がある場合は、そのままの状態でも保管しておき、その取扱いは保健所等の指示に従うこと。

(E) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が必要となるので、迅速に対処すること。

##### ウ 登校後の健康観察で異常を認めたととき

日常における健康観察の結果、欠席が急増し、登校者の中にも発熱、下痢等の異常が多く発見された場合は、症状の軽重に関わらず、次の措置をとる。この際、感染症発生時の措置と両面から初期対応を実施すること。

(7) 学年別・学級別の異常者数、主な症状、欠席者数を把握し、校長に報告するとともに、学校医・学校薬剤師へ連絡し指示を受ける。共同調理場の受配校の場合は、共同調理場へも連絡すること。

(4) 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）、保健所等へ連絡すること。

教育委員会へは、電話連絡するとともに、様式2(1)「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」によりFAX又は電子メールで速やかに行うこと。

(7) 状況によっては、学校医や関係機関等の指導助言により、さらに詳細な調査や多くの措置が

必要となるので、校長以下迅速に対処すること。

(I) 二次感染予防に当たっては、差別や偏見が生じることのないように十分配慮すること。

## エ 時間外や休日に異常が発生したとき

時間外や休日に多くの幼児児童生徒が医療機関を受診した場合には、学校医、医療機関、保健所等と学校が連絡を取り合い、食中毒及び感染症の情報を共有し適切に対応できるようにすること。食中毒（疑いを含む）の場合は、ウの場合と同様の措置をとること。

### (7) 保護者から連絡があった場合

- a 氏名・学年・学級、症状、最初に異常を感じた日時と状況・場所、発症前2週間の特に思い当たる食べ物・家庭と給食以外の食事の状況、同居者の健康状態、医療機関の受診の有（医療機関名）・無、医師の所見を確認し、記録。
- b 医療機関で診察を受けている場合は問い合わせ、症状や原因、他の事例等を医療機関に確認。
- c 登校の是非等、本人への対応を保護者と相談。
- d 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応。

### (4) 医療機関から連絡があった場合

- a 幼児児童生徒の氏名、症状や診断結果、保健所への届け出、他の事例を医療機関に確認。
- b 保護者に問い合わせ、症状や原因等を確認。
- c 本人の苦痛や不安を和らげるとともに、本人及び保護者を心配させないように対応。

## オ 詳細な調査や措置

校長は、次のような対応を想定し衛生管理に関する校内組織に基づき、教頭、保健主事、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の役割を確認し、指示すること。なお、危機管理体制を構築する際は、担当者が発症した場合のことも想定しておくこと。

(7) 校長は、学校給食の中止について教育委員会・保健所等と相談の上、速やかに判断すること。

(4) 校長又は教頭が保健所、報道関係に対応にあたること。

保健所の立入調査の際は、担当者を定めて適切に対応すること。

- a 学校においては次の書類等を準備すること。
    - ① 食中毒（疑いも含む）の発症状況（全校の幼児児童生徒の学級ごとの欠席状況、症状、兄弟姉妹関係）の記録→学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
    - ② 校内での嘔吐・下痢等の対応状況の記録、学校給食以外の共通食の有無（授業等での飲食・学校行事・地域行事等の参加者の把握と発症状況）の記録
    - ③ 学校での給食用物資検収表
    - ④ 配送記録（受配校）
    - ⑤ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
    - ⑥ 給食当番等の健康記録票
    - ⑦ 検食簿
    - ⑧ 貯水槽等の管理・点検記録等
    - ⑨ 配膳室の平面図
    - ⑩ その他
- \*③から⑦は発生前2週間分

b 調理場においては次の書類を準備すること。

- ① 献立表（使用食品を記載したもの）
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 給食用物資検収記録
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
- ⑦ 学校給食日常点検票
- ⑧ 加熱等温度記録簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果記録
- ⑩ 調理場の平面図
- ⑪ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内であれば提出する。

\*①から⑧は発生前2週間分

(ウ) 校長は、保健主事に学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むための学校保健委員会等の開催を指示すること。

(エ) 家庭への伝達を、緊急連絡網により、速やかに行うこと。その際、個人のプライバシーや人権を侵害することがないように十分注意すること。電子メールにより連絡を行う場合は、確実に受信されたかどうかを確認すること。

保護者への迅速な連絡は、家庭内の二次汚染防止につながる。また、正確な情報の提供は不安感の払しょくにつながる。このため、保護者への情報提供は随時行い協力を求めること。

(オ) 保健所や学校医の指示のもと、原因究明のための調査に協力すること。

全校の幼児児童生徒の健康状態及び喫食状況を把握するとともに、欠席者については必要に応じて家庭訪問による調査や相談を行うこと。

(カ) 幼児児童生徒に対して緊急の全校集会などで、食中毒の発生状況、食中毒に関する知識、手洗いの励行などの健康管理面の注意事項、食中毒に罹患した幼児児童生徒やその家族に対して差別や偏見をもった対応をしないことなどについて必要な説明及び指導を行うこと。

(キ) 教育委員会、保健所、その他の関係機関に対して、症状のある幼児児童生徒教職員の状況等について終えんまで定期的に報告し、指示を求めること。

## (2) 共同調理場の対応

検食（調理場・学校）で異常を認めたととき、学校から児童生徒の健康状態や欠席状況等に異常があったと連絡があったとき、調理従事者からの体調不良の報告が多くある等通常と異なる状況であるとき、時間外や休日に異常が発生した連絡があったときなどは、次のような対応を実施すること。

ア 教育委員会と、保健所、各受配校との連絡体制についての確認を速やかに行うこと。

イ 給食や残っている食材等については、全て保管しておくこと。

ウ 学校給食従事者の健康状態を確認すること。

エ 食中毒（疑いを含む）の際に必要な次の書類を準備すること。

- ① 献立表（使用食品を記載したもの）
- ② 作業工程表
- ③ 作業動線図
- ④ 給食用物資検収記録
- ⑤ 検食簿
- ⑥ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録票
- ⑦ 学校給食日常点検票
- ⑧ 加熱等温度記録簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果記録
- ⑩ 調理場の平面図
- ⑪ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

\*①から⑧は発生前2週間分

### (3) 市町村教育委員会の対応

校長・共同調理場長から食中毒（疑いを含む）の集団発生の連絡を受けたときは次のような対応を行うこと。

**ア** 速やかに県教育委員会（教育事務所→健康学習課）に、以下のことを連絡（電話及びFAX又は電子メール）するとともに、担当者を学校に派遣し、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努めること。

- ① 県教育委員会との担当者の職・氏名
- ② マスコミ対応者の職・氏名
- ③ 学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
- ④ 市内統一献立や共通使用食品がある場合及び共同調理場の受配校、共同調理場の場合は、市内各学校の状況

**イ** 校長に対して学校給食の中止など当面の措置について必要な助言を速やかに行うこと。

**ウ** 保健所の学校への立入検査に立ち会うこと。

**エ** 患者等の受入れ医療機関への情報提供を行うこと。

**オ** 食中毒の再発や二次感染防止の措置を行うこと。

**カ** いじめなどの不当な取扱いが行われないよう学校に必要な指導を行うこと。

**キ** 次の書類を速やかに準備すること。

- ① 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告書  
\*学校給食衛生管理基準の施行について 別紙4-1
- ② 学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）  
\*学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）様式2(1)
- ③ 献立表（使用食品を記載したもの）
- ④ 作業工程表
- ⑤ 作業動線図

- ⑥ 温度記録簿（学校分・調理場分）
- ⑦ 給食用物資検収表（学校分・調理場分）
- ⑧ 検食簿（学校分・調理場分）
- ⑨ 保存食記録簿
- ⑩ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録（学校分・調理場分）
- ⑪ 給食当番等の健康記録
- ⑫ 学校給食日常点検票
- ⑬ 学校給食従事者の検便検査結果
- ⑭ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑮ 保健所の指示事項
- ⑯ 学校医等の指示事項
- ⑰ 配膳室・調理場の平面図
- ⑱ その他

ノロウイルスによる食中毒（疑いを含む）の場合は、学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報【様式1】・発生状況報告書【様式2】に相当する状況が1か月以内にあれば提出する。

\*③から⑫は発生前2週間分

\*共同調理場からの受配校の場合は、各受配校の児童生徒数と教職員の人数等

ク 衛生部局の報道発表・記事等を随時、県教育委員会へ連絡

ケ 終えんしたら、報告書を作成し県教育委員会へ報告

学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）様式2(2)

#### (4) 学校給食が原因又は原因と疑われる食中毒等が発生した場合の報告

平成21年4月9日付け21教健第23号「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）」に基づき、学校において給食による感染症・食中毒等健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合に報告することとしていたが、「学校給食の管理と指導」の改訂により、今後は下記により報告するものとする。

##### ア 報告・連絡経路

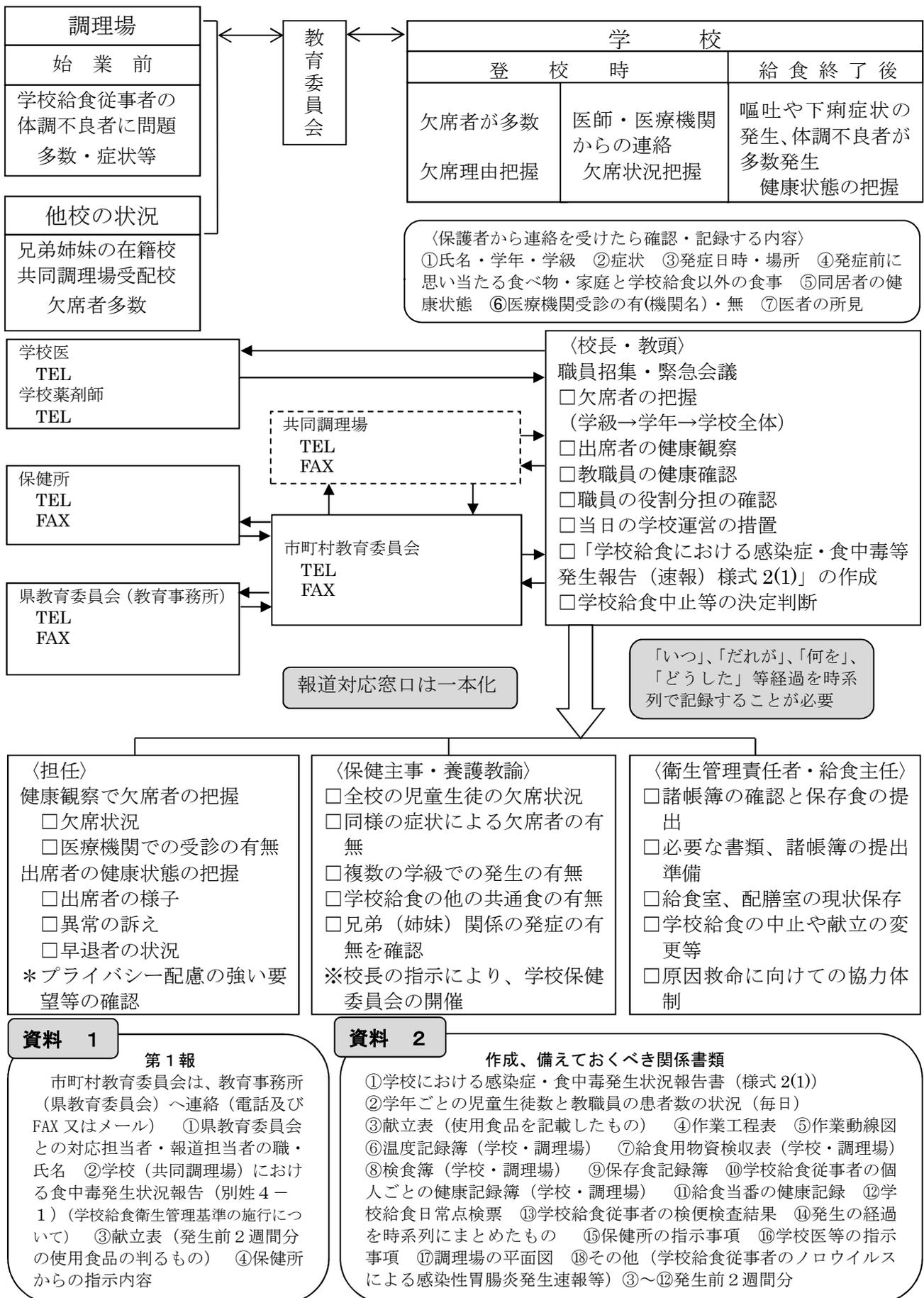
「食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図」により行う。

区 分	掲 載 ペ ー ジ
市町村立学校（名古屋市を除く）	128ページ
名古屋市立学校	129ページ
県立学校	130ページ

##### イ 報告書の様式

区 分	報 告 書 の 名 称	様式番号	掲載ページ	備考
発 生	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）	2(1)	107ページ	
	学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告	別紙4-1	109ページ	市町村教委作成
終えん	学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）	2(2)	108ページ	
	学校における感染症・食中毒等発生状況報告	別紙4-2	110ページ	県教委作成

(5) 食中毒等（疑いを含む）発生時の学校における初動対応例



## 学校給食における感染症・食中毒等発生報告 (速報)

報告日：平成 年 月 日 ( )

1	ふりがな											
	学校名											
2	ふりがな											
	校長氏名											
3	ふりがな											
	学校の所在地											
4	報告者職・氏名					電話番号						
5	病名	(不明の場合には疑われる病名)										
6 感染症・食中毒等の発生状況	(1) 発生年月日	平成 年 月 日 ( )									(不明の場合には診断年月日)	
	(2) 患者数及び欠席者数	学年	児童生徒数			患者数※			欠席者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		1	( )	( )	( )							
		2	( )	( )	( )							
		3	( )	( )	( )							
		4	( )	( )	( )							
		5	( )	( )	( )							
		6	( )	( )	( )							
	特別支援	( )	( )	( )								
計	( )	( )	( )									
7	臨床症状の内容	腹痛 名、発熱 名、下痢 名、嘔吐 名、嘔気 名										
		悪寒 名										
8	通報先	(1) 学校医 (2) 教育委員会 (3) 保健所 (4) その他 ( )										
9	その他参考となる事項	発生の経過等										

注 1 6-(2)児童生徒数の欄の ( ) については、給食を食べた人数を記入すること。

注 2 教職員については、6-(2)の備考欄に該当人数を記入すること。

注 3 共同調理場の受配校の場合は、「9 その他参考となる事項」欄に、共同調理場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

注 4 その他参考となる事項は、必要に応じて別紙とすること。

学校給食における感染症・食中毒等発生報告 (終えん)

報告日: 平成 年 月 日 ( )

1	ふりがな															
	学 校 名															
2	ふりがな															
	校 長 氏 名															
3	ふりがな															
	学校の所在地															
4	報告者職・氏名							電話番号								
5	(1) 病 名	(不明の場合には疑われる病名)														
	(2) 発 生 年 月 日	平成 年 月 日 ( )						(不明の場合には診断年月日)								
	(3) 終えん年月日	平成 年 月 日 ( )														
	(4) 発 生 の 場 所															
	(5) 患者数・欠席者数及び入院者数	※患者数は有症登校者数と欠席者数を合わせた人数を記載すること。	学年	児童生徒数			患者数※			欠席者数			入院者数			備 考
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
			1	( )	( )	( )										
			2	( )	( )	( )										
			3	( )	( )	( )										
			4	( )	( )	( )										
5			( )	( )	( )											
6			( )	( )	( )											
特別支援	( )	( )	( )													
計	( )	( )	( )													
(6) 発 生 の 経 過																
6	患者及び死亡者発見の動機															
7	感染症・食中毒の発生原因															
8	感染症・食中毒の感染経路															
9	臨床症状の概要															
10 発 生 措 後 置	(1) 学校の処置															
	(2) 学校の管理機関の処置															
	(3) 保健所その他の関係機関の処置															
11	その他参考となる事項															

注 1 5-(5)児童生徒数の欄の ( ) については、給食を食べた人数を記入すること。

注 2 教職員については、5-(5)の備考欄に該当人数を記入すること。

注 3 必要に応じて別紙とすること。

## 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) ( 時 分 )				
	発 生 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
	患 者 等 数  年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		う ち 欠 席 者 数				
		う ち 入 院 者 数				
		う ち 死 亡 者 数				
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
- 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
- 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名※																		
2 学校の所在地※																		
感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1)病 名※																	
	(2)発生年月日※																	
	(3)終焉年月日																	
	(4)発生の場所※																	
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数	区 分	児 童 生 徒 等 数			患 者 数			欠 席 者 数			入 院 者 数			死 亡 者 数			備 考
		学 年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6)発生の経緯																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1)学校の措置																	
	(2)学校の管理機関の措置																	
	(3)保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 そ の 他 参 考 と な る 事 項																		

(注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式2」によりFAXで報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

## 2 異物混入等の対応

異物混入等には異物混入、異味・異臭等があるが、健康被害の可能性もあることから、様々な角度から混入の可能性を検討し、適切な防止対策を推進するとともに、ヒヤリハット事例発生時は、学校及び調理場でヒヤリハット事例を共有し、事故につながらないようにする必要がある。また、異物混入等が発見された場合には、迅速に対応し、再発防止のための検討を行い、その結果を必要に応じ学校及び調理場に周知する。

### (1) 食品衛生法上の危害要因

食品衛生法では、第6条で人の健康を損なうおそれがある危害要因として次の4つを挙げている。

- ① 腐敗・変敗
- ② 有毒又は有害な物資の混入、付着
- ③ 病原微生物の汚染
- ④ 不潔、異物の混入、添加

これらの食品衛生上の危害要因は、生物的、化学的、物理的なものの3つに大別される。

### (2) 危害要因と注意点

#### ア 生物的危害要因

健康被害に直接関係する食中毒細菌、ウイルスなどの病原微生物および原虫などの寄生虫が含まれる。食中毒防止の対応が必要である。また、腐敗微生物は異味・異臭に関わるものがあるので、検収や調理過程及び検食での確認が重要である。

- (7) 病原微生物：食中毒細菌（芽胞非形成菌、芽胞形成菌）、ウイルス、その他
- (4) 腐敗微生物：腐敗細菌、かび・酵母
- (7) 寄生虫（原虫）

#### イ 化学的危険要因

微生物によるカビ毒や赤身魚肉中でヒスチジンから生成されるヒスタミン、発育不良等のじゃがいもに含まれるソラニン、食物アレルギーなどは通常の調理加熱では毒力は減少しないので、検収等での原材料の確認により使用しないことが最も有効な危険防止策である。偶発的に存在する異物の原材料となる食品への混入については、愛知県のホームページ「食の安全・安心情報サービス」の「食品等の自主回収について」で確認するなどの情報収集を行い未然に防ぐように努める。施設での混入については、洗剤や薬品等の保管や使用、容器、表示等において、食品への混入が起きないようにする。

- (7) 自然に存在する化学物質：微生物による産生物質（カビ毒、ヒスタミン）、自然毒（魚介類、植物毒）、食物アレルギー
- (4) 偶発的に存在、混入する化学物質：原材料由来、施設で混入

#### ウ 物理的危険要因

硬質異物は、食品とともに喫食すると、歯牙の破損や口唇の創傷などの健康被害につながる。また、軟質異物には、健康被害のおそれがある不衛生なものや、健康被害が生じるおそれはないとも不快な気持ちにさせるものがある。これら物理的危険要因の混入の防止においては、食品納入業者の選定、検収、始業前点検、作業終了時の分解・洗浄・点検等において、確認内容や担当

者を明確にしておくようにする。

(7) 硬質異物：ガラス、金属類、石、プラスチック、機械部品、釣り針・散弾破片等

(4) 軟質異物：ねずみ族の糞、昆虫、毛髪、繊維片等

### (3) 異物混入防止の留意点

- ア 食品取扱設備等の衛生管理に当たっては、分解や組み立てを適切に行うとともに、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- イ 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な衛生状態を保ち、ねずみ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ族、昆虫の施設への侵入を防止すること。
- ウ 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等、食品製造等に不要なものを食品取扱施設内に持ち込まないこと。
- エ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。
- オ 食品等の製造又は加工に当たっては、異物混入の可能性について点検を行い、原材料及び製品への異物の混入防止のための必要な措置を講じること。

#### 【異物混入等防止確認表例】

工 程	管 理 ポ イ ン ト	措 置 ・ 対 策
施 設 管 理	施設	部外者はみだりに立ち入らせない 施錠設備を設ける 適切な明るさの確保
	調理機械・機器	故障・破損の有無の点検・記録
作 業 準 備	調理衣、帽子	鏡及び調理従事者相互で確認
	毛髪、ほこり、ごみ等	粘着ローラー、エアシャワー等の使用
	調理に不必要な物品	持ち込まない
	絆創膏	使用時の記録と終了後の点検
	業者の選定	衛生上信用のおける業者の選定
検 収	ダンボール	持ち込まない
	食品の点検、記録	検収表に基づき点検・記録
	食品の保管	分類ごと区分して衛生的に管理
調 理 過 程	野菜等の洗浄	目視できる量にして洗浄
	スライサー等の刃物	破損等の有無の点検・記録
	はさみ、缶切機での作業	2度切りしない・切り方の統一
	使い捨て手袋	使用前後に破損の有無を確認
	配食前の確認	料理の目視
	配食時の確認	食缶等容器・配食器具の確認
	配食後の保管	配食後速やかにふたをする
洗 浄	スポンジ、ブラシ等	使用前後の確認、定期的な交換
	調理機械・機器の洗浄	分解できる部分を分解して洗浄
	器具の保管	保管庫等適切な場所で保管

#### (4) 異物混入等による学校給食の事故報告・連絡

平成21年4月9日付け21教健第23号「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）」に基づき、学校給食用の食品に、異物混入、異臭等の異常を発見した場合に健康学習課及び関係保健所に連絡をすることとしていたが、「学校給食の管理と指導」の改訂により、今後は下記により報告するものとする。

##### ア 報告・連絡経路

「食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図」により行う。

区 分	掲 載 ペ ー ジ
市町村立学校（名古屋市を除く）	128ページ
名古屋市立学校	129ページ
県立学校	130ページ

##### イ 報告書の様式

区 分	報 告 書 の 名 称	様 式 番 号	掲 載 ペ ー ジ
発 生	学校給食の事故報告書（速報）	1(1)	115ページ
終えん	学校給食の事故報告書（終えん）	1(2)	116ページ

共同調理場は、学校名を調理場名、校長氏名を責任者職・氏名、在籍数を受配校等の種別と学校数及び調理食数とし、児童生徒への提供の有無について明確に記載すること。

##### ウ 報告書の提出

	健 康 被 害 の 有 無 ・ 状 況	県立学校	市町村立学校
健 康 被 害	あり	提出	提出
	生じるおそれあり(危険物の混入)	提出	提出
	生じるおそれなし(非危険物の混入)	提出	

(7) 保健所へは、健康被害がある場合及び健康被害が生じるおそれがある場合でかつ学校・幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合に連絡すること。

(4) 報道機関に情報提供を行う場合は、健康学習課・保健所に事前に連絡すること。

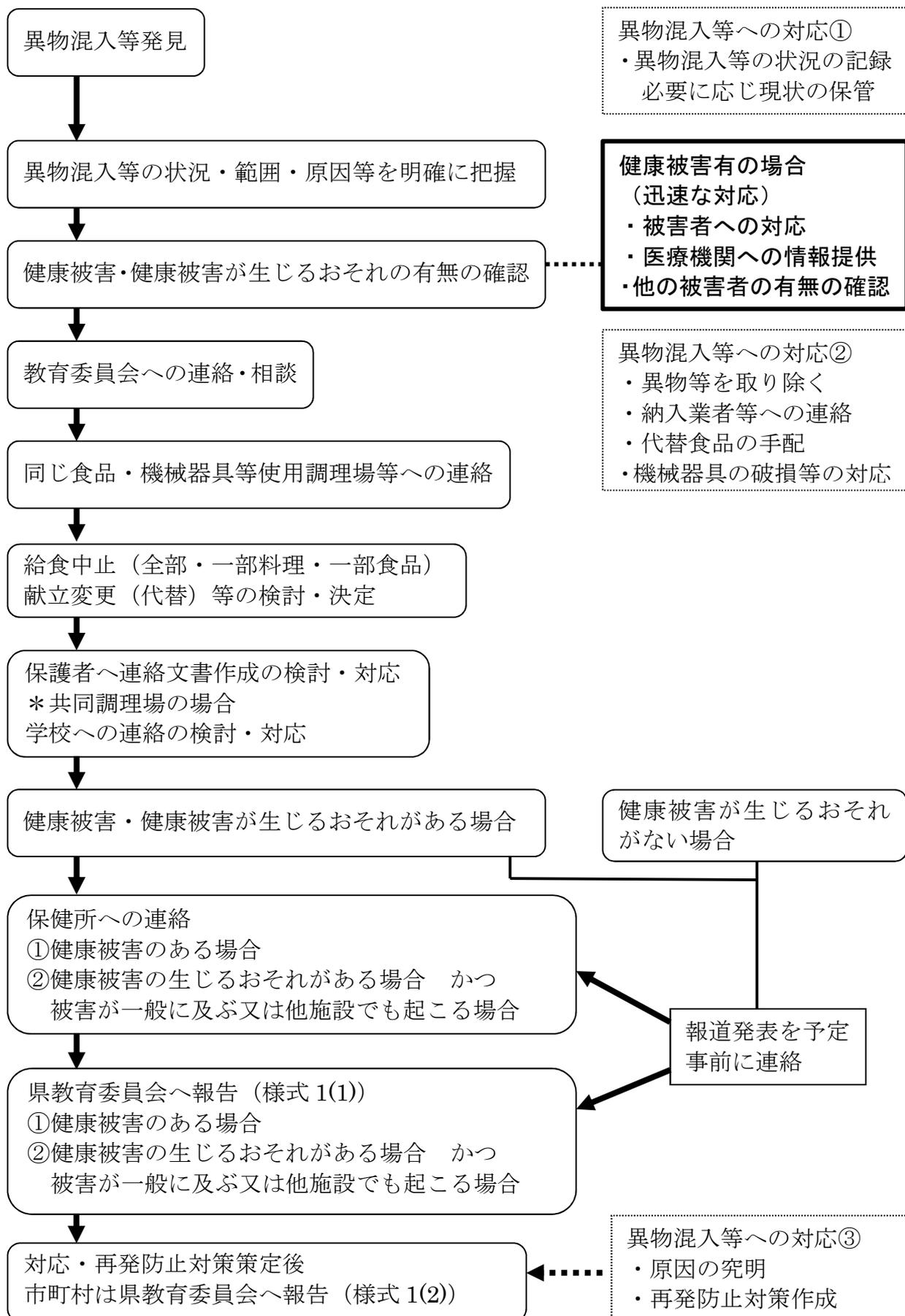
(5) 提出に該当しない場合であっても、記録は作成しておくこと。

##### エ 危険物・非危険物の目安

危 険 物	ガラス、金属類、プラスチック、衛生害虫（ゴキブリ・ハエ・クモ等）、ネズミの糞、変色、異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの
非危険物	毛髪、繊維片、食品包材の切れ端（ビニール等）、食物の皮や殻、食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれがないもの

上記の混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量、頻度などにより異なるため、提出・連絡を求めている場合においても必要に応じて、提出・連絡を行う。

(5) 学校給食で異物混入等が発見された場合の対応





学校給食の事故報告書（終えん）

平成 21 年 4 月 9 日 付け 21 教健第 23 号  
 「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）」においては、終えん報告は不要となっていたが、今回の「学校給食の管理と指導」改訂によりこれにより報告してください。

報告日：平成 年 月 日（ ）

ふりがな 学 校 名		ふりがな 校長氏名	
報告者職・氏名		電話番号	
在 籍 数			
事 故 の 種 類	異物混入      異味・異臭      その他（      ）		
児童生徒等の 被 害 状 況			
品 名	(1) 主食（      ） (2) 牛乳 (3) おかず等（      ）		
製造者の住所 及 び 氏 名			
期 限 表 示 該当するものに○	賞味期限・消費期限	製造年月日	
事 故 の 内 容			
発 生 後 の 対 応 *時系列で記入 *対応者も記入			
再 発 防 止 対 策			

\*調査報告書・改善報告書等がある場合は添付すること。

### 3 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎への対応

ノロウイルスを原因とする感染症及び食中毒が毎年流行している。特にノロウイルス食中毒の発生原因としては、調理従事者を介した発生が主要なものとなっていることから、ノロウイルス食中毒予防においては、学校給食従事者の健康管理が重要である。

#### (1) 健康管理における留意点

- ア 自らがノロウイルスの不顕性感染者である可能性を自覚して行動すること。
- イ 下痢・発熱・腹痛・嘔吐の症状がある際には、すぐに責任者に報告するとともに、医療機関を受診すること。
- ウ ノロウイルスは下痢等の症状がなくなっても、通常では1週間程度長いときには1か月程度ウイルスの排出が続くことがあることから、学校給食衛生管理基準で定められている学校給食従事者の毎日の健康調査については、長期休業中も含め毎日の健康状態の記録を行うこと。
- エ 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意すること。
- オ 家庭の中に小児や介護を要する高齢者がおり、下痢・嘔吐等の症状を呈している場合には、その汚物処理を含め、トイレ・風呂等を衛生的に保つ工夫をすること。

#### (2) 学校給食従事者に感染性疾患の疑いのある場合の対応

下痢・発熱・腹痛・嘔吐の症状がある際には、すぐに責任者に報告するとともに、医療機関を受診する。次は、県立学校における「学校（調理場）及び学校給食従事者の対応」である。

※ 学校給食従事者に感染性疾患の疑いがある場合の対応フローチャート（119ページ）参照

##### ア 調理場

調理場の洗浄・消毒

##### イ 学校

###### (7) 幼児児童生徒、教職員（学校給食従事者含む）の健康状況確認

- a 異常有：速やかに教育委員会・学校医・保健所に連絡  
【様式2(1)】学校給食における感染症・食中毒等発生状況報告（速報）提出
- b 異常無：健康観察での確認継続

###### (4) 献立変更の検討・・・衛生管理責任者が中心となり対応

- a 変更有：保護者への連絡（文書作成等）
- b 変更無：地域等の状況等を勘案し、随時検討

###### (7) 学校給食従事者から感染性疾患有の診断報告有

- a 発症者に検便検査実施の指示
- b 学校給食従事者に不顕性感染者の可能性を考えての従事を指導

###### (I) 学校給食従事者の検便検査結果ノロウイルス陽性

- a ノロウイルスを発症した学校給食従事者と同一の感染機会があった可能性がある調理従事者：高感度の検便検査実施（速やかに実施）
- b 発症者：検便検査の結果、ノロウイルス陰性が確認されるまでの間、調理の直接従事無

##### ウ 学校給食従事者

###### (7) 発症者

- a 医療機関の受診：感染性疾患有の診断

検便検査実施（学校へすぐに連絡）

検便検査結果で陰性が確認されるまでは、食品に直接触れる調理作業を行わない。

- ① 検便検査結果陽性：症状が無くなってから1週間程度の後検便検査（高感度）実施
- ② 検便検査結果陰性：症状の快復後勤務（常に不顕性感染者の可能性を考えて従事）

b 医療機関の受診：感染性疾患無の診断

検便検査は無

症状の快復後勤務（常に不顕性感染者の可能性を考えて従事）

#### (イ) 発症者以外の者

- a 健康状態を確認：体調不良を感じた場合はすぐに学校に報告するとともに医療機関受診
- b 発症者が検便検査でノロウイルス陽性だった場合：高感度の検便検査実施

#### エ 学校給食従事者の家族にノロウイルスによる発症者

同一の感染の機会があった可能性がある調理従事者は高感度の検便検査実施

### (3) 検便検査方法についての留意点

ノロウイルスは10～100個のウイルス量で感染が成立することから、高感度の検便検査（リアルタイムPCR法、RT-PCR法等）によって、陰性を確認すること。

ノロウイルスの抗原・抗体反応（ELISA法、イムノクロマト法）によるノロウイルス検査ではふん便1g当たり100万個以上のノロウイルスが存在した時に陽性判定されることから、高感度の検便検査には該当しないので注意すること。

### (4) 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生報告

県立学校においては平成27年1月7日付け26教健第775号「学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎への対応について（通知）」に基づき報告すること。

市町村立学校においては下記により報告することとする。

#### ア 様式

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
発生	学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生速報	【様式1】	120ページ
終えん	学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎発生状況報告書	【様式2】	121ページ

※上記県立学校の様式又は上記様式の項目が記載されている場合は市町村の様式も可

#### イ 提出

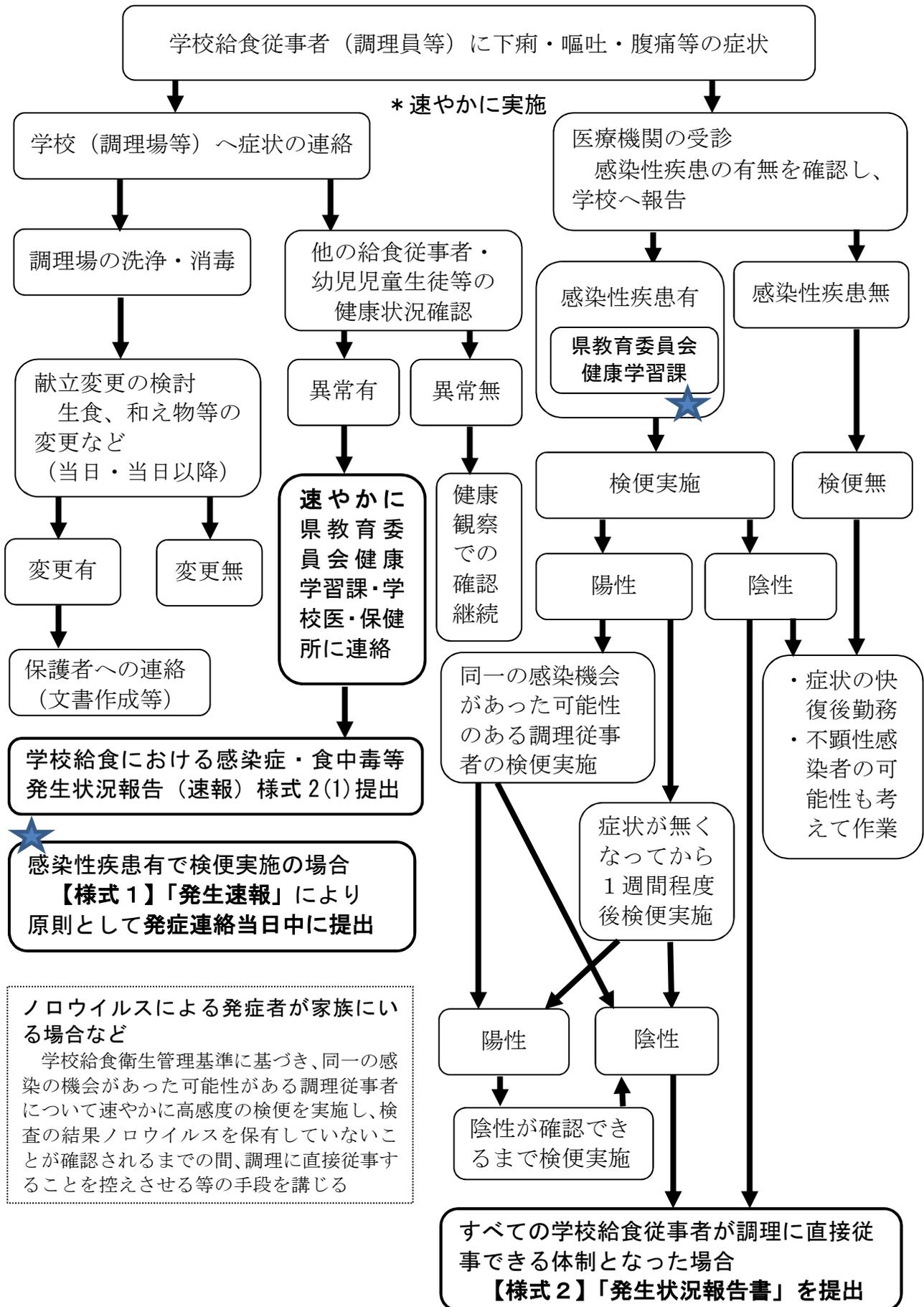
学校給食従事者に下痢・嘔吐・腹痛等の症状		県立学校	市町村立学校
児童生徒等の健康状況確認	異常有	提出	提出
	異常無		
感染性疾患の診断（検便実施）		提出 発症連絡当日	
保護者への連絡や報道機関への情報提供 *保護者への連絡や報道機関への情報提供文書も提出		提出	提出
学校給食における感染症・食中毒（疑いを含む） *感染性胃腸炎による場合		提出	提出

※保健所への連絡は、次の場合とする。

- ・幼児児童生徒の健康状態に異常がある（学校給食における感染症・食中毒（疑いを含む））
- ・報道機関に情報提供

なお、連絡・相談をする場合は様式にある必要事項を明確にし、連絡・相談すること。

(5) 学校給食従事者に感染性疾患の疑いがある場合の対応



【様式1】 平成27年1月7日付け26教健第775号「学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎への対応について（通知）」による

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎 発生速報

報告日：平成 年 月 日（ ）

ふりがな 学 校 名		ふりがな 校長氏名	
ふりがな 報告者職・氏名		電話番号	
ふりがな 該当従事者職・氏名			
高感度検便検査の 検 査 方 法		検 査 実施日	
該当従事者の 発 症 状 況 (同居の家族等 の状況も含む)			
該当従事者からの 発症連絡日時			
発症連絡後の 調理場内の 洗浄・消毒	日時		
	場所		
	実施 者名		
該当従事者の 発 症 前 の 作 業 状 況	日		
	内容		
当日及び当日以降の 給食献立の変更等	有 ・ 無	* 有の場合は、次を添付（後日提出でも可） ・ 上記作業日を含む献立表と変更後の献立内容 ・ 保護者への連絡文書等の内容	
児童生徒等の 健 康 状 況			
調理委託会社名 (委託の場合)			
そ の 他			

【様式2】 平成27年1月7日付け26教健第775号「学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎への対応について（通知）」による

学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎 発生状況報告書

報告日：平成 年 月 日（ ）

ふりがな 学 校 名		ふりがな 校長氏名	
報告者職・氏名		電話番号	
初発者発症日時			
発症連絡後の 学校給食従事者の 対 応 状 況  〔 初発から終結まで 時系列で記入 〕			
発症連絡後の 調理場内の 洗浄・消毒の 実 施 状 況			
当日及び当日以降の 給食献立の変更等の 実 施 状 況			
保 護 者 へ の 連絡文書等の有無	有 ・ 無		* 有の場合は添付
児童生徒等の 健 康 状 況			
高感度検便検査の 実施状況（直営のみ）	検査方法		検査 件数
	検査機関名		
調理委託会社名 （委託の場合）			
そ の 他			

※ 学校給食衛生管理基準に基づく定期及び日常の衛生検査の点検票の第6票「定期検便結果処置票」（検査結果を含む）の写を添付すること。

#### 4 学校給食における食物アレルギー対応

平成26年度文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考とするために示された指針である。

##### (1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。  
そのためにも、安全性を最優先する。
- イ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ウ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- エ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- オ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- カ 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

##### (2) ヒヤリハット事例の収集・活用

危機管理対応におけるヒヤリハット事例の収集・活用は食物アレルギーだけでなく、食中毒、異物混入等学校給食での事故防止においても重要である。

###### ア ヒヤリハットとは

ヒヤリハットとは、災害には至らなかったものの、一歩間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした経験を意味する。これに関しては、ハインリッヒの法則というものがあり、その中で、1つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300のヒヤリハット事例があるとされている。

###### イ 事例の収集・分析

ヒヤリハット事例を各現場で共有することは、事故防止及び再発防止に大きく寄与することから、ヒヤリハット事例の収集は大切なことである。そのためには、報告することによって報告者が不利益を受けないようにし、報告されたヒヤリハット事例に対しては対策をたてる必要がある。対策の立案は個人への注意喚起ではなく、ヒヤリハットから背後要因を探索し、より具体化した実行性のある対策とする。

###### ウ 事例の活用

ヒヤリハット事例が多く集まると、未だ起こっていないヒヤリハットの発生を予測して事故以前のヒヤリハットを防止するにも役立つ可能性がある。学校給食における食物アレルギーヒヤリハット事例集（平成26年度愛知県作成）等の多くの事例を活用し、各学校・調理場の状況に応じた危機管理を行うことが大切である。

### (3) 緊急時の対応

食物アレルギーは学校で始めて発症することも珍しくなく、給食の時間や教室内だけで起きるとは限らない。運動に関連したアレルギーでも、運動そのものが原因となる運動誘発アナフィラキシーや、原因となる食物を摂取した後運動することで起きる食物依存性運動誘発アナフィラキシーがある。文部科学省と公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版・研修資料」を活用して、全ての教職員が食物アレルギーについての正しい知識をもつとともに、緊急時に対応できるように研修をし、いつでもだれもが対応できるようにしておくことが必要である。

#### ア 緊急性が高いアレルギーの症状

次の症状の1つでもあれば緊急性が高いアレルギー症状として対応する。(5分以内に判断)

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるようなせき <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強いせき込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーとする呼吸 (ぜん息発作と区別できない場合を含む)	<input type="checkbox"/> 我慢できない腹痛 <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける

#### イ 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① 救急車を要請(119番通報)
- ② ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用
- ③ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇生を行う・・・AEDの使用
- ④ その場で安静にして救急隊を待つ・・・立たせたり、歩かせたりしない

緊急時の対応ではチームワークが大切であり、学校内での役割分担については、どの教職員もその場に応じた役割が担えるようにしておくことが大切である。

### (4) エピペン使用時の報告

平成26年4月1日付け26教健第10号「エピペン使用時の報告について(通知)」に基づき、学校管理下においてエピペンを使用するに至った場合について報告することとしている。

報告書の様式は、平成22年3月30日付21教健第953号児童生徒の事故発生報告について(通知)による。

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
事故速報	児童生徒の事故速報	様式8	126ページ
事故報告	児童生徒の事故発生状況報告書	様式10	127ページ

(5) 緊急性が高い食物アレルギー症状への対応

\* 「学校給食の管理と指導 七訂版」冊子は、

文部科学省・(公財) 日本学校保健会

「学校におけるアレルギー疾患対応資料 (DVD)」内、研修資料「緊急時の対応」から

・緊急性が高いアレルギー症状への対応 (P124) ・学校内での役割分担 (P125) を掲載



別紙様式 8

児童・生徒の事故発生速報

健康学習課長 殿

平成 年 月 日 時 分現在

学校名	
校長名	

作成者 職・氏名			連絡先	— —	
児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
事故の種類			* 「交通事故」「〇〇からの転落事故」等把握している状況を具体的に記載。		
傷害等の程度			* 「〇〇による死亡」「〇〇による重傷」等把握している状況を具体的に記載。 * 「重傷」は1ヶ月以上の治療見込み。		
発生日時			学校管理 下・管理外 の別		
発生場所					
事故の内容					
発生後の対応					
その他 参考事項					

【報告を要する事故の内容】

- ① 本人が死亡またはそのおそれがある場合
- ② 相手に傷害を与えた場合
- ③ 本人が治療のため入院した場合
- ④ 本人の完治までおよそ1ヶ月以上要する場合
- ⑤ 本人が自殺または自殺を企図した場合
- ⑥ 事故が報道対象またはそのおそれがある場合
- ⑦ その他校長が報告を必要と判断した場合

別紙様式10

## 児童生徒の事故発生状況報告書

健康学習課長 殿

平成 年 月 日

学校名	
校長名	
連絡先	— —

児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
事故の種類					
傷害等の程度					
発生日時				時間帯*	
発生場所					
事故の内容	<p>原因・状況等について記載し、必要に応じて、図面を別に添付する。</p> <p>※交通事故の場合は、本人及び相手の交通手段・過失状況についても具体的に記載する。</p>				
発生後の対応					
その他 参考事項					

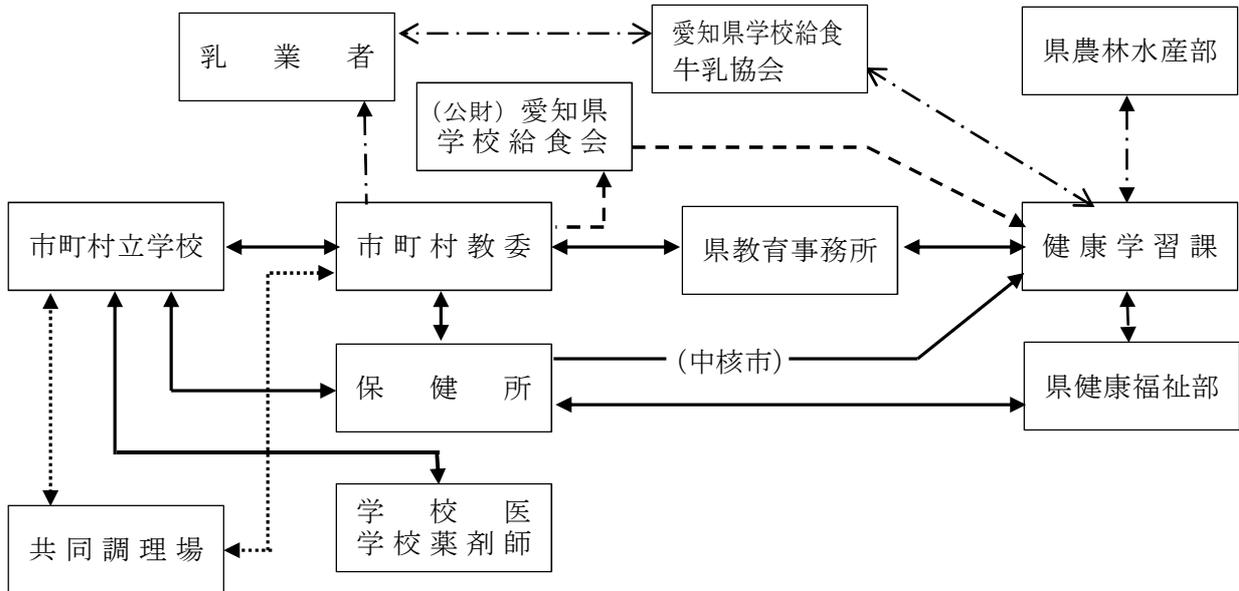
\*「時間帯」…（教科名）授業中・放課中・部活動中・学校行事中・登下校中・登校前・下校後・休日等を記入する。

5 食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図

(1) 市町村立学校（名古屋市を除く）の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図

（市町村立学校（名古屋市を除く）の場合）



報告・連絡※は ←→ を基本とし、以下の場合、基本とともに連絡すること。

パン・米飯（委託加工）・めん類 ----->

牛乳 -.-.->

共同調理場方式 .....>

※ 保健所・県教育委員会への連絡

(1) 食中毒（疑いを含む）

(2) 異物混入等の場合は以下の場合

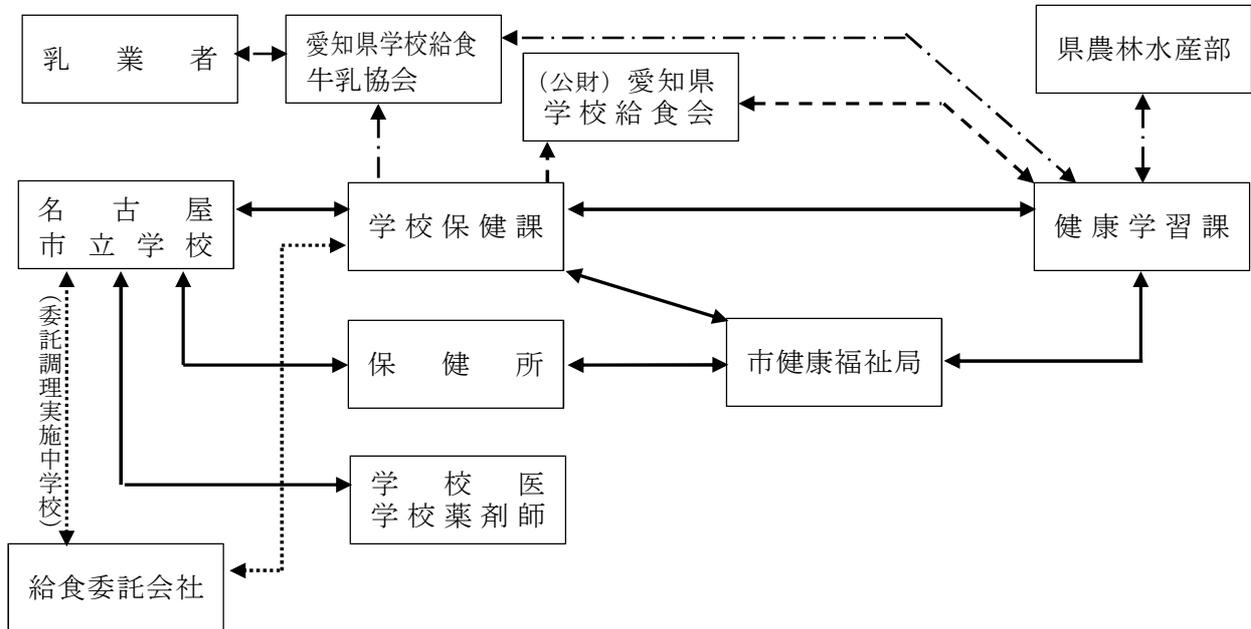
① 健康被害があった場合

② 健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合

(3) 報道機関へ情報提供する場合

(2) 名古屋市立学校の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図  
（名古屋市立学校の場合）



報告・連絡<sup>\*</sup>は  $\longleftrightarrow$  を基本とし、以下の場合、基本とともに連絡すること。

パン・米飯（委託加工）・めん類  $\dashrightarrow$

牛乳  $\dashrightarrow$

委託調理実施中学校  $\cdots\cdots\rightarrow$

※ 保健所・県教育委員会への連絡

(1) 食中毒（疑いを含む）

(2) 異物混入等の場合は以下の場合

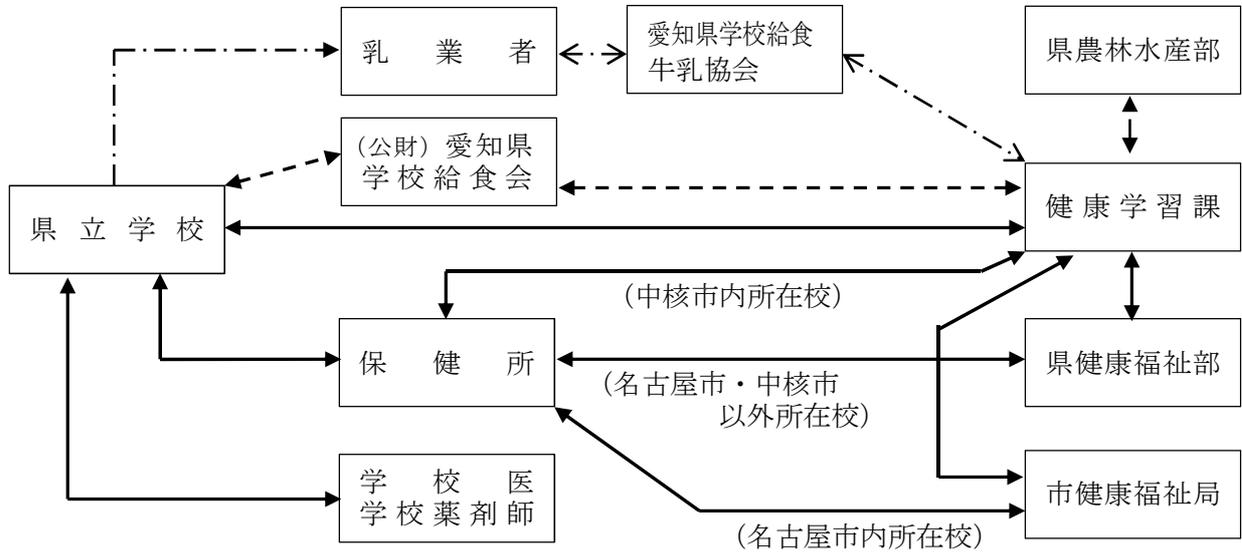
① 健康被害があった場合

② 健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合

(3) 報道機関へ情報提供する場合

(3) 県立学校の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図  
（県立学校の場合）



報告・連絡※は  $\longleftrightarrow$  を基本とし、以下の場合、基本とともに連絡すること。

パン・米飯（委託加工）・めん類  $\cdots\cdots\rightarrow$   
牛乳  $\cdots\cdots\rightarrow$

※ 保健所への連絡

- (1) 食中毒（疑いを含む）
- (2) 異物混入等の場合は以下の場合
  - ① 健康被害があった場合
  - ② 健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合
- (3) 報道機関へ情報提供する場合